

ガン保障特約付住宅ローン

平成 28 年 2 月 1 日現在

○概要	<p>(1) <u>住宅ローンご利用期間中に、ガンと診断された場合、住宅ローン残高全額が保険給付金として支払われ、残高がゼロとなります。</u></p> <p>(2) <u>ガンの進行程度を問わず、診断されただけで、住宅ローンが0円となります。手術や入院の有無も問いません。</u></p> <p>(3) <u>ガンが完治した場合も、一度ゼロとなった住宅ローン残高が元に戻ることはありません。</u></p>
○ご利用 いただける方	<p>(1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。</p> <p>(2) お借入時の年齢が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終弁済時の年齢が満81歳以下(満82歳未満)の方。</p> <p>(3) 生まれてから、ガン(悪性新生物)に罹患したことがない方。</p> <p>(4) カーディフ生命保険会社の団体信用生命保険への加入が認められる方。</p> <p>(5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。</p>
○対象となる 住宅ローン	<p><四銀>金利選択型住宅ローン</p> <p>(1) ツインプラン</p> <p>(2) ツインプラン100</p> <p>* 詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。</p>
○ご利用限度額	累計1億円以内:8疾病保障付団体信用生命保険を含みます。
○ご利用期間	40年以内
○ご融資利率	<p>(1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。</p> <p>(2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。</p> <p>(利率については窓口でお問い合わせください)</p>
○保険の当事者	<p>(1) 当行を保険契約者・保険金受取人とし、借主を被保険者、引受保険会社をカーディフ生命保険会社とする団体保険です。</p> <p>(2) 保険料は当行から支払いします。</p>
○保険内容	<p>団体信用生命保険(注1)に加え、ガン保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。</p> <p>(注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以降、借入人が死亡もしくは高度障害状態になった場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。</p> <p>(注2) ガン保障特約: 保障開始後(住宅ローン借入日後 91 日目)、生まれて初めてガンに罹患し、医師により診断確定した場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。</p>

○保険事故	<p>(1) 団体信用生命保険 保険事故は、死亡および次の高度障害状態をいいます。 ただし、借入日より1年未満の自殺、借入人の故意による高度障害および戦争その他の変乱による死亡・高度障害を除きます。</p> <p>①両目の視力を全く永久に失った方。 ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った方。 ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。 ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。 ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。 ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。 ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。 ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った方。</p> <p>(2) ガン保障特約 借入日より 91 日目を以降に、生まれて初めてガンに罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された方をいいます。 *「上皮内ガン」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン」はガン保障特約の保障対象外となります。 * 保障内容の詳細については、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。</p>
○お申込み手続き	ローンのお申し込みと同時に下記の「お申し込み時に必要な書類」を準備していただくことで、簡単にご加入いただけます。
○お申込み時に必要な書類	<p>(1) 住宅ローン等団体信用生命保険に関する確認書(当行所定の様式) (2) 団体信用生命保険・団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型申込書兼告知書兼同意書 (3) 診断書 借入金額が 3,000 万円を超える場合は、医師による所定の診断書が必要となります。 (借入金額が 3,000 万円以下の場合は、不要です)</p>
○保険契約の終了	<p>(1) ガン保障特約による診断給付金、または団体信用生命保険による死亡・高度障害保険金のどちらか一方が支払われた時点で、保険は消滅します。 (2) 住宅ローンの返済等により住宅ローン契約者でなくなった時点で、保険契約は終了します。 (3) 住宅ローン契約が成立しなかった場合には、保険契約も成立しません。 (4) 借入人の健康状態にもとづく告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。</p>
○中途解約および中途加入の禁止	ガン保障特約付住宅ローンにご加入中の借入人は中途解約できません。また、住宅ローン支払中の借入人のガン保障特約付住宅ローンへの中途加入はできません。
○当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772